

仕 様 書

- 1 業務名
発寒清掃工場 5 番投入口底板補修業務
- 2 業務概要
発寒清掃工場 5 番投入口底板に鋼板を敷設することにより補修する。
- 3 履行場所
名 称 発寒清掃工場
所在地 札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1-1
- 4 履行期間
契約日から令和 8 年 7 月 31 日まで
- 5 補修内容
発寒清掃工場のごみ受入設備である 5 番投入口の既存底板上に鋼板のスペーサーを設置後、新設の鋼板を敷設することにより補修する。
なお、鋼板の仕様等は図面を参照すること。
- 6 一般事項
 - (1) 現場での施工は、ごみの受け入れ停止期間中（令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 6 月 24 日）に実施すること。
 - (2) 本業務の履行においては、各種法令を遵守すること。
 - (3) 業務実施中に事故が発生した場合は、速やかに業務主任に報告し、指示に従うこと。
 - (4) 業務実施にあたって疑義が発生した場合は、担当者と協議すること。
 - (5) 工場の敷地内全て（車両内含む）における喫煙は禁止とする。
- 7 提出書類
 - (1) 業務着手届（本市様式） 1 部
 - (2) 業務完了届（本市様式） 1 部
 - (3) 業務報告書（写真等を含む、様式任意） 1 部
- 8 環境負荷の低減
本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (6) 業務に係わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力、ガイドライン指定品を使用すること。

9 再委託について

再委託する場合は、事前に再委託承諾願を提出し、委託者の承諾を得ること。なお、受託者は、次に掲げるものを再委託することは出来ないものとする。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

10 アスベスト事前調査等

- (1) 「石綿事前調査等結果報告書（アスベスト調査票）」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を有資格者によって確認すること。
- (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等について協議すること。
- (3) 調査結果の報告

事前調査が完了した際は、石綿障害予防規格及び大気汚染防止法に基づき、以下のとおり各種報告書等を行うこと。

ア 委託者に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。

イ 労働基準監督署及び札幌市（環境局）に事前調査の結果等について報告を行うこと。

ウ 事前調査の結果等については、公衆に見やすいように掲示すること。

11 担当

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場管理係

TEL 011-667-5311